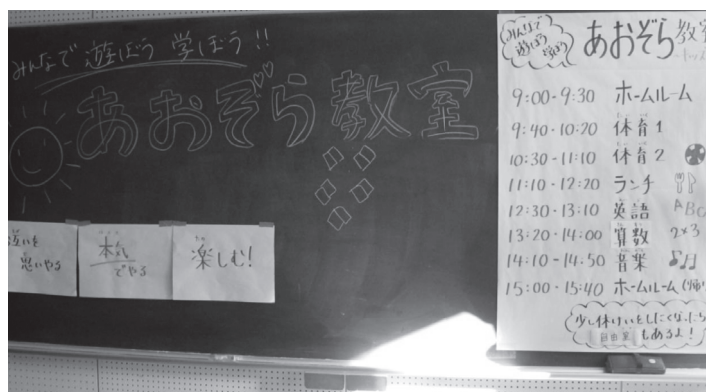


## 特集① 被災地の子ども支援現場から ～具体的な実践者の声から分かること

## 宮城県での子ども支援活動の現場から

渡辺 由美子（特定非営利活動法人キッズドア 理事長）



私ども特定非営利活動法人キッズドアは、ご縁をいただき、4月15日に宮城県本吉郡南三陸町の戸倉小学校、戸倉中学校再開のための清掃活動から東北地方での子ども支援活動をスタートした。南三陸町戸倉地区は、津波により街全体が壊滅状態で、3階建ての戸倉小学校は屋上まで津波をかぶり骨組みしか残らず、高台にあった戸倉中学校も1階部分が浸水し、使えない。戸倉地区の子どもたちは、近隣の登米市の旧善王寺小学校の校舎を「戸倉小学校・中学校」として再開することとなり、GW明けの新年度開始に向けて、閉校状態にあった旧善王寺小学校の清掃を行った。

清掃活動は1日で終了したため、残りの2日間は避難所となっていた「宮城県志津川 自然の家」で、「あおぞら教室」を実施し、未就学児童から高校生まで、延べ40名が参加した。3月11日以降、学校から遠ざかっている子どもたちのために、急遽、手書きの時間割を作成し、チャイムをならすなど、

できるだけ学校のような雰囲気を出しながら、ホームルーム、体育、算数、英語、音楽などの授業を行った。とはいうものの、本当の学校のように先生が一人で教える形ではない。たくさんボランティアと一緒に、大縄跳びやダンス、ドッチボールなどを楽しんだ。

避難所では、どうしても「子ども」のことは後回しにされがちである。遊びたい、走りたい、友達と話したい、などということは、「こういう状況なんだから我慢しなさい」と言われてしまう。しかし、震災により大きな心の傷を負った子どもたちにとって、「遊び」は大切な心の痛手を癒す薬である。

かといって、地元の方々に、家の片付けやがれきの撤去、炊き出しを差し置いて「子どもと遊んで」というのは、無理なお願いである。外部から来たボランティアだからこそ、後回しにされそうな「子どもたちの相手をする」ことができるのである。「あおぞら教室」は、保護者からも子どもたちから

## NEWSLETTER No.105 CONTENTS

### 特集① 被災地の子ども支援現場から

- 宮城県での子ども支援活動の現場から /1
- 東京シューレの被災支援 /2
- 仙台 海岸冒険広場・プレーパークの活動 /3
- フクシマの子どもたちはいま /4

### 特集② 他地域からの声

- 東日本大震災で被災した子どもの権利を考えてみる /5
- 復興計画に子どもの権利の視点を /6

### 子どもの権利条約フォーラム2011 in 広島

- 子どももおとなもしあわせなまちづくり /8

### 市民活動の「はじめの一歩」第7回

- ミニミュンヘンからミニさくらへ /9

### 国内の動き

- ハーグ条約を子どもの権利の視点から考える /10
- 親権と子どもの権利 /11

- 本の紹介 /12

も大変喜ばれ、その後、学校が再開してからは、放課後の学習&遊びボランティアとして、月に2回程度、ボランティアが出向き、子どもたちの相手をしている。

子どもの支援において、継続的に働きかけることは非常に重要である。少しずつ関係性を築いて行くことで、ようやく子どもたちの信頼を経て、本当の心の声を聞く事ができる。「僕から後ろは津波に流されてしまった」「引き潮で木の枝にひっかかって自分は助かった」などという言葉がぼつりぼつりと出てくるのである。地震での恐ろしい体験を誰かに聞いてもらいたいという想いは、子どもの中にも確実にある。しかし、被災をした友達や親に話すことはためられる。そういう点でも、信頼関係を築いたボランティアに話すことで、子どもの心が軽くなるのだろう。

日が経つにつれ、子どもの支援に関して、保護者や教育関係者からは「学習遅れ」を心配する声は大きくなっている。しかし、激変する環境、心の傷を考えれば、子どもにとってなかなか学習にしっかり向き合う、ということは難しい。「こんなときだからこそ、しっかりと」という保護者のニーズを受け止めながら、私どもでは、ボランティアがひとりひとりの子どもと向き合い、学習支援の場でも子どもに寄り添いながら接することを心がけている。

小児精神科の専門の先生に何うと、子どもというのは、無意識のうちにまわりの大人を思いやるという。災害トラウマの症状が出てくるのは、被災直後ではなく、避難所から仮設住宅にうつり、親の働き口も見つかって、これでようやく、という時期になったころだそう。また、私たちのプログラムに参加した保護者の方から、「子どもは、楽しいことをしている時だけは地震のことを忘れる」と感謝される。裏を返せば、「常にどこかに地震のことを思いながら」子どもたちは過ごしているということである。

一見元気そうに見える子どもたちも実はとても大きな心の痛手を受けているということを、常に忘れず、長期間に渡って子どもたちの支援を行っていく仕組みを作ることが重要である。そしてそれには何よりも、あたたかい心を持った大人や、学生のお兄さん、お姉さんがゆっくりと、気長に子どもたちに寄り添い、子どもたちの様子を見ながら、保護者のお話を伺いながら取組んで行く事が必要である。

私たちは、6月半ばより仙台に「キッズドア東北」という事務所を構え、南三陸町に加え、仙台や福島での子ども支援活動も開始している。地元の方々、行政の方々、企業の皆様、寄付者などたくさんののご支援やご協力をいただきながら、東北の子どもたちの笑顔のために邁進して行きたい。

# 東京シューレの被災支援

奥地圭子 (NPO法人東京シューレ 理事長)



はじめのうちは、東日本大震災にただ驚くばかりであり、都内の足元の対応や情報蒐集に追われ、やっと東北への支援を考えられるようになったのは、3月下旬でした。

募金については二種類をお願いし、A募金は、不登校・フリースクール、親の会関係者への直接支援、B募金はなんでも必要なものに使ってもらうようにNPOの現地支援に送金するという設定をさせていただき、これまでに500万円を超す浄財を寄せていただきました。A募金の内容は、さらに具体的に述べると、東京シューレ学費無料、大田シューレをやっていた民家への住居無料プラス教育生活費6万円支給、東京シューレの子ども、若者、スタッフの現地派遣によるボランティア活動などです。

私達は、不登校の子ども達のことを気がかりでしたが、まずはどんな状況があり、何がニーズなのかを掴んでくると、現地の人たちと信頼関係でつながることが大事であり、



そこからのスタートでしかうまくいかない、と考えました。実際それは当たっており、この二点の上に、支援は、こちらがしてあげたい事ではなく、現地の人のニーズに応えること、そして、一発花火で消えるのではなく長期支援が大切、等手探りの中で軸にすべき点が見えてきました。

5月連休には、子ども関係の団体のチャイルドラインみやぎ、宮城県のスリースクールからスタッフが出校し常駐で活動している石巻市の河北ボランティアセンター、発達障害の子ども・若者支援をしているフェアトレード東北を訪ね、支援物資を渡し、実態調査とボランティア行動を14人でやってきました。ボランティア行動としては、子どもの遊び場の瓦礫撤去や漁師さんの指示で砂浜の瓦礫撤去を行いました

6月に、4日間現地支援に11人で石巻に出かけました。1回目のつながりから、たくさんの方が亡くなった大川小学校に近い中学校の避難所で炊き出しをやり、子ども達とも遊ん



できました。また、1回目に知りあった漁師さんの避難所になっている小学校の体育館も訪問し、どちらも中にいる人からお話をききました。石巻市の教育委員会にも立ち寄りさせていただき、「4月21日に全学校を再開したが、バスで1時間もかかる別の学校の一部教室を借りて授業をし、ひどい場合は全学年別々の学校でやっている」などの現状を聞きました。

ここまでの調査では、ひきこもりの青年が、親がうながしても逃げず親子とも亡くなった話や、発達障害の若者達が自分達だけで居場所まで3日かけて手をつないで戻ってきた話、不登校の子どもが親よりもしっかり落ち着いて避難やかたづけをし、感動した話など分散的にお聞きしましたが、大部分は、不登校は埋もれてわからない、これから出てくるだろうという話が最も多かったです。

7月には、原発による放射能汚染の点も含め「福島登校拒否を考える親の会」と郡山にあるフリースクールを訪ねました。2000人の避難所や仮設住宅を見、不登校・ひきこもりの保護者6人の方から話を聞きました。この暑い夏を子どもが長袖と長ズボンで、外で遊べない生活を強いられ、一家離散や放射能不安から婚約破棄された例など怒りをどこに向けたらいいか、という話でいっぱいでした。

8月、中3や高3の子ども達が受験を控えて学習支援をお願いしたいとのことで、女川体育館にシューレ大生5人が出かけました。この学習支援は、月1回受験まで長期に行い仮設

に移動されても行っていく予定です。

9月の第一土・日は、この女川の話以外にあと2ヶ所訪問することになりました。

東京シューレの打楽器隊の子ども達7人が宮城県岩沼市に行きます。演奏を通して、現地に子ども達と楽しい時間を持つことで、励ましになればいいなというイベントを他団体と共に行ってくる予定です。

また、私とスタッフで、気仙沼の不登校の親の会の皆さんと会ってきます。会場がなく3.11以後集まれなくて、お互い電話で連絡をとりあっていた状況でしたが、私達の訪問を機会に何とか貸してくれる会場をみつけ、半年ぶりに親の会を再開できるそうです。

以上は、東京シューレの被災支援の話ですが、最後に、フリースクール全国ネットで行った会津での合宿の話をしたと思います。

福島のフリースクールから、「福島からどんどん人が去っていくし、風評被害にも苦しんでいる。ここはひとつ、福島で合宿やりませんか。いっしょに遊ぶというそれが何よりの元気づけなんですよ」という話があり、8月22日から3日間、全国から奥会津に61人集まり自然や遊びを満喫してきました。こういう生きた交流が何よりです。「がんばろう東北」のかけ声にしんどい思いの人達も出てきています。何が必要なのか、これからだと思っています。

## 仙台 海岸冒険広場・プレーパークの活動

根本 暁生 (冒険遊び場—せんだい・みやぎネットワーク)



事前の想定を大幅に上回る大津波が襲来し、周囲一帯が大きな被害を受けた仙台市沿岸部。私たちが運営する海岸公園冒険広場も、海から数百メートルの距離にあっても大きな被害を受けました。高台があったため、奇跡的に津波を被らなかった部分もあって一部は地震の前の姿を残すものの、周辺の復興計画も定まらないなか、未だ再開の見込みは立っていません。そんななか、被災地内のNPOとして取り組み始めた最初の歩みについて報告します。

### 子ども達と海岸公園冒険広場

海岸公園冒険広場は、仙台市若林区にある6.9haの公園です。デイキャンプ場、大型遊具・幼児遊具を設置したゾーンもありそれぞれ人気がありましたが、最も大きな特徴は「冒



険遊び場（プレーパーク）」の存在とその運営でした。

冒険遊び場は、「子どもの育ちにとって自由に遊べる場・環境は不可欠である」との考えに基づいて運営されています。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに掲げて、子どもの「やってみたい」という気持ちに寄り添う手づくりの遊び場づくりに取り組んでいました。穴掘り、たき火、基地づくり…他の公園ではなかなかできない遊びが日常的に展開されていて、常駐するプレーリーダーが場づくりを含めそのサポートにあたっていました。

そこは、子どもにとっての遊びの持つ意味を常に感じさせられる場でした。しかし、3月11日以降今まで、子どもの声は聞かれないままとなっています。

## 地震後の子ども達と遊び場づくりの取り組み

ぼく自身も1週間の避難生活を送っていましたが、その中で見えてきたのは、大きな不安やストレスを抱えながらも、それを表現・発散する場のない子どもたちの姿でした。肩身の狭い思いをしながら子どもを抱える家族の姿や、「非常時のため遊べません」と校庭に張り出される学校…。子ども達は、遊びながら自分自身を癒していく力を持っています。こんな時だからこそ、遊び場：子ども達が安心できる場づくりが必要だと強く感じさせられました。

冒険広場に日常的に遊びに来ていた地元の子たちは、ほとんどが元の場所に住めず避難所や知り合いの家、新たに借りたアパートなどで暮らす状況でした。彼らの通っていた小学校も、内陸側の小中学校内に間借りして開校することとなりました。私たちは、そうした子たちが多く仮住まいしている、区内の六郷地域・七郷地域で遊び場づくりに取り組むこととしました。

相談に行った六郷小学校の校長先生は「子どもたちが遊んでいる時の表情を見ると、元気に遊んでいるように見えても、前に見られたようなギラギラした感じが見られなくなっている。」と言いました。そして「僕は来年退職するまでの1年、子どもたちのギラギラした表情を取り戻すのが目標だと思っている」と校庭での遊び場の開設を応援してくれ、「六郷あそび場」の取り組みがスタートしました。

一方荒浜小学校では、再開した場所がやや離れた場所だったのと、子ども達が移り住んだ場所が散らばっていることから、子ども達は皆スクールバスで登下校することになりました。学校が終わった後に友だち同士が遊ぶ機会も減り、スト

レスがすごく溜っている様子だと聞きました。なかなか適地を見つけられませんでした。夏休みには七郷地域での遊び場もスタートさせることを決意しました。

現在では、六郷・七郷両地域でそれぞれ2か所ずつ…仮設住宅の近くと、その地域の子供達が集まりやすい場所の4か所で週に1回ずつの遊び場活動を行っています。いずれもスペース的には広くはありませんが、子どもたちが遊んで自身を表現すると共に、避難して来た子と地域の子、また子どもと大人など様々な関係が生まれる場にもなっています。同じ仮設住宅に移ってきた別々の小学校の子同士は、最初はお互い距離をとっているような感じでしたが、そのうち言葉を交わしあい、ケンカを始めたり、仲良くなったり、新たな関係を取り結ぶようになってきました。そんな子どもたちの歩みも含め、見守っていければと考えています。

## 地域に根差す息の長い取り組み

仙台市については、7月いっぱい避難所は解消、仮設住宅等への移行が完了しています。緊急支援の段階は終わりました。それと同時に、同じ仙台市民の中で、そして同じ地域に暮らす人たちの中でも、元の通り普通に暮らす人と厳しい生活環境で暮らす人との差が目立つようになってきています。地域に根差す息の長い取り組みが求められるのもこれからだと思います。そもそもの被害の大きさを考える時、自分たちの微力さにしんどくなることもありますが、被災地にあるNPOとして、細くとも長い取り組みを続けていきます。

皆さまにも長く応援していただければ幸いです。

# フクシマの子どもたちはいま

## 不安の中の子どもたち

東日本大震災は、福島第一原子力発電所の事故という大きな災害を私たちにもたらした。福島県における避難者はもちろん地震や津波という災害がもたらしたものもあるが、多くは原発事故の被災者である。県外避難者は51,500人を超えた。(8月11日現在)宮城県が7,848人、岩手県が1,540人の県外避難者がいるのに対して、際立って多い。うち小学生は5,710人、中学生は1,962人である。

フクシマの子どもたちは今、大きな不安にさらされている。校外で遊ぶ時間を制限され、教室では扇風機がまわる。夏休みには県外へ逃げるように長期のキャンプが目白押しで行なわれた。親は食べるものにまで気をつかい、水さえも買って飲む人が多い。

被災した子どもは一日にして、ホームレスになった。避難はまるで「想定外におこなわれ」てんでばらばらである。子どもたちは、新しい避難場所で、仮設住宅や借り上げ住宅に入りながら、転校した学校で新しい環境になじまなければならない。1次避難所、2次避難所、仮設住宅と転々と生活の場所を変えながら、両親は仕事を失うか、休業を強いられている。

## 江川 和 弥 (特定非営利活動法人寺子屋方丈舎 理事長)

経済的な補償問題(原子力災害による)があるにもかかわらず、十分に対応されてはいない。親の不安は子どもにも大きな影をもたらしている。放射能の最大の問題は、細胞のつながりを壊してしまう事だそうだが、今回は、人のつながりまでも壊してしまった。子どもたちは、いろんな意味で別れる事(離れる事)に恐怖をおぼえている。

## 環境になじめない子ども

転々とする避難生活は、子どものこゝろに大きな影を落としている。いわゆる「学習障がい」を持つ子、「注意欠陥多動性障がい」の子どもは、環境の変化に追いつかない。こゝろを閉ざしたり、大きな声を出したり、暴れたりする子もいる。避難生活は、あらゆる状況を受け入れなければならない。この受け入れる事が、彼らにとっては大きな苦痛である。彼らの特性を理解しない周りは、彼らを受け入れる事をできずに「わがまま」であるとか、「親のしつけがなっていない」と避難する。親は、ただ周りに迷惑をかけまいと気をつかい、結果として自分の子どもに「つらくあつたしまう」という何ともやりきれない気持ちに悩んでいる。



## 子どもを受け入れる「力」が必要

私たち寺子屋方丈舎は、3月11日の震災以降、福島県会津地域において日々増える避難した子どもへの支援活動を行ってきた。私たちの団体は、不登校や高校中退をした子どもの社会参画を支援している。こんなときだからこそ、子どもを支援しなければならないと、オセロや画用紙、色紙などを持って、毎日増えるつづける子どもへのボランティア活動を行ってきた。あれから約半年が過ぎようとしているが、子どもへのボランティアを今でも続けている。

ボランティアたちは、はじめはただ遊んでいるだけだった。避難所の片隅に子どもが走りゲームをしている姿は「微笑ましく」もうつり、また、神経質になっている大人からすれば、疎ましくもあったと思う。

私たちがおこなったボランティア活動は

- ①無条件で子どもを受け入れる事
- ②子どもの良き同伴者になる事
- ③自分にできない事を無理にやらない事（継続できない事も含む）

ボランティアの多くは「子どものチカラになりたい」と意気込んで全国からやってくる。中には一日中肩車をしたり、人間メリーゴーランドになって筋肉痛になる人もいた。本人にとってできる事のすべてをやろうとしたのだろう。しかし、これは持続できることではない。

私たちがやらなければいけない事は、友達や先生、家族と別れざるを得なかった子どもと「寄り添い」。「つきあう事」である。この一見なんでもない事こそが子どもには必要である。われわれ支援者は、基本は無力な存在である。この無力さとは別に、「子どもと同じ時間を過ごす」という恵まれた条件も持っている。よけいな説教や励ましよりも、一緒に日常を過ごす人がそばにただいて、子どもは安心を得ていったに違いない。ある意味何かをしてあげる事は容易な事かもしれない。しかし、そこには「される側」よりも「する側」の満足が多く含まれているようで、私たちには本意ではない。

## 子どもが弱音をはける大事さ

「がんばろう 東北」「がんばろう ふくしま」・・・震災以降がんばろうが毎日聞かれ、のぼりが町中に立てられている。おそらく私が被災者だったらこの環境には耐えられない。大人も子どもも、毎日生活し、多くの人に「ありがとう」という生活で精一杯なのに。これ以上何をがんばるのか私は理解しにくい事だった。

むしろ、子どもが安心して弱音や愚痴を言える事の方がはるかに大事な事に思えてならない。「ふざけんな」という怒りや、「なんで自分たちだけが」という思いを吐き出してもらう事の方が大事だと思う。誰もが過酷な事を引き受けるには紆余曲折があって当然だからだ。

### 3.11以降の子ども

来年のフクシマの出生率はおそらく史上最低だと思う。この絶望の中で、誰も安心して子どもを産めないからだ。私はフクシマの子どもの怒りと絶望を感じている。こんな時でも安全よりも学習を重視し、おとなしくする事を強いる大人を私は信用しない。こんなときだからこそ、子どもの意見に大人は真摯に耳を傾けるべきだろう。子どもの意見を復興に活かすべきだと思う。

このフクシマの経験は全世界が注目するが、誰も本質的に子どもの味方になっていないようには、私には見えない。フクシマの子ども健康と安全にもっと注目して欲しい。「雨にぬれた子どもが自転車で学校へ行く姿を見るたびに」このままではあまりに悲しすぎはしないだろうか？という思いが私のこゝろにこだまする。今のフクシマへもっと足を運んで見て、記録をして下さい。誰のこゝろにもフクシマを刻んで下さい。私たちは、このような絶望をこれ以上子どもに与えないために、知恵と力を絞らなくてははいけません。

## 特集② 他地域からの声

# 東日本大震災で被災した子どもの権利を考えてみる

## ～とやまフォーラムの子ども実行委員が感じたこと

8月19日（金）～20日（土）、国立立山青少年自然の家『子どもの権利条約フォーラム2009 in とやま』で活躍した子ども実行委員のメンバーが久しぶりに集まって夏合宿を行われました。そこでは内容の一つとして「東日本大震災で被災した子どもの権利を考えてみる」というテーマでワークショップが行われました。

子ども実行委員会 夏合宿 子ども権利条約フォーラム2009 in とやま（代表 明橋大二  
とやま子どもの権利条約ネット 担当 岩城俊平

### 参加したメンバーからの「夏合宿を通して思った事」

萩野 有紀（12才）

私が夏合宿を通して思ったことは、他人の意見を見ることによって、新しい世界が見えてくるんだなあということです。

今回の合宿で、私達子ども実行委員会は、東北大震災のことについて考え、話し合いました。

私はこの震災について、原発と政府を中心的に考え、いつも否定的な考え方でこの震災について意見を出していました。

しかし、他の人の意見を見てみると、今まで自分が考えていなかった事を書いている人が何人か居て驚きました。

今までこの震災について、「政府が〇〇していなかったから」「〇〇がこうであれば」という意見しか持っていなかったけれど、この合宿を通じて、「過去の事を考えるより、いまと向き合った方が良い」ということを学びました。

今回の合宿では、人数が少なく、子どもが9人しかいなかったのですが、人数が少なくても、むしろ少ない方が他人の意見をより深く考え、そして取りいれることができるのではないかと思います。そのため、この合宿の話し合いは、とても貴重で、参考になった話し合いだったと思います。学校では少人数に分かれて話し合うことはあまりないし、あったとしても、そういうことについて真剣に考え、自分の意見を出せる人というのは、少ないと思うからです。やはり、子ども権利条約の人々は、「自分はこう思う」「自分はこうしたい」など、自分の言うべき意見や、自分のやるべき行動をしっかり理解している人が集まっているのだと思います。

今回の震災は、原発に頼りきった私たち、被災者の救済よりも退陣時期などの問題を解決しようとした政府、学者達が「危ない」と叫んだ原発を使い続けた東電。全てに問題があると思います。しかし、「あの時〇〇していればこのようなことにはならなかった」と後悔するよりも、「今」を大切に生きて行くべきなのです。今、被災地で苦しんでいる方々も、「今」を大切に生きて行ってほしいと思います。

この「子ども権利条約」で行う話し合いは、私にとっても、そして大人の方々にとっても、とても価値のあるものだと私は思います。これからも、権利条約で行う活動に積極的に参加しつづけ、大切にしていきたいなと思いました。

山田 夏葵（13才）

今回の夏合宿では、今年あった震災のこともふくめての合宿でした。

一日目には特別講師として林大介さんを招いての勉強会と話し合いを行いました。そのときに林さんが話をされたのが東日本大震災と子どもの権利のことでした。その話を聞いていると、まず海から近い所にある学校は全滅、少なくとも二階まで水が上がってきたということを聞きました。

話し合いの中では三つの項目に分けて話し合いました。一つ目は震災について感じたことです。意見の中には日本は原発をナメていたと思う人もいれば政府は信用できない、何が本当なのか分からないといった声もありました。その中で私が感じたことは政府はまだ原発のことでもめているが、それよりもいまでも苦しんでいる人たちがいるのを知ってほしいです。その理由として、原発のことを解決させようと一生懸命だが、かんじんな被災者のことをわすれていないだろうかと感じたからです。二つ目は自分たちが大切にしなければならないことです。特にいい意見だと思ったのは人と人とのつながり、家族とのかかわり、もっと簡潔なものでは、愛や今といった言葉がありました。その中で自分の思いはちゃんと自分の心の中に今回の震災のことを残しておくことだと思います。その理由は、今回はいままでにはないとても大きな震災だったのでその対応をもっとしっかりするためにすべての人の心の中になくしてはならないと思ったからです。

今回の話し合いの中で、もっと深く子どもの権利条約を知っていけるヒントをもらえたと思います。話し合いでたくさんの意見を重ねていくうちに今回の震災について、とてもおそろしいものだったし、もっと多くの人を助けてあげたいと思いました。それと同時に今回の地震や原発、津波は一瞬にして町も人も消してしまうとても怖いものだったということであらためて感じました。

# 復興計画に子どもの権利の視点を

## —「東日本大震災子ども支援ネットワーク」による提言—

荒 牧 重 人

東日本大震災・原発事故から半年が経とうとするなか、子どもがおかれた状況にふさわしい支援や取り組みが充分になされているとはいいがたい状況がなお続いています。子どもたちが表面的に元気であっても安心してはなりません。子どもたちが受けた心身の傷は計り知れないものがあります。そういうなかで、国レベルでは「東日本大震災からの復興の基本方針」が示され（復興対策本部、7月29日）、県レベルでも宮城県や岩手県等の「復興計画」が策定されつつあります。これらの復旧・復興計画においても、おとなの生活の復旧・復興が優先され、それが実現できれば子どもたちの暮らしが元通りになるかのように見えます。そこでは、子どもはもっぱら救済・保護の対象とされ、子どもの暮らしをおとなとともに復旧・復興する取り組みは国・自治体の施策に充分に反映されていません。また、子ども支援の取り組みにおいても、

子どもの声がほとんど聴かれておらず、子どもが意見を出せるような状況にすらないところが多いままです。

そこで、5月5日に発足した「東日本大震災子ども支援ネットワーク」（運営団体：日本ユニセフ協会、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、チャイルドライン支援センター、子どもの権利条約総合研究所。子どもの権利条約ネットワークも参加団体）では、この間の活動をふまえ、かつ国連・子どもの権利条約の趣旨や規定に基づき、以下のような基本的な視点と内容で、「復興構想会議」や「宮城県」等に対して提言を行いました。

### 復興の基本的な視点

1. 基本理念に、復興の基本的視点の一つとして、子どもの視点、子どもの権利という考えと手法をすえ、国連・子ども（児童）

の権利条約の趣旨や規定に基づく子どもおよび家族支援、学校・施設等の再構築、コミュニティ・地域の再生を図り、ユニセフのいう「子どもにやさしいまち」づくりを推進すること。

2. 法的基盤として、国連・子ども（児童）の権利条約の趣旨や規定ならびに第54回国連・子ども（児童）の権利委員会が日本に勧告した事項に基づき、国レベルでは、子どもの権利を総合的に保障する「子ども基本法」（仮称）を制定し、自治体レベルでは、「子ども条例」（仮称）を制定し、子ども支援、子育て支援を推進すること。

3. 子どもたちが安心・安全のなかで生活し、学び、成長していく権利を実現するために、関連する情報を積極的に開示し、各種の安全基準を見直しあるいは確立し、生活や学びの環境を整備すること。

4. 復興にあたっては、「子ども・若者ビジョン」の趣旨等をふまえ、当事者である子どもの意見を聴き、子どもたちも参加して復興することを原則にして（防災を含む）計画をつくり、実施していくこと。こうしたことを通して、子どもたちが参加するための制度を構築すること。

## 復興に向けた当面の政策

### <子ども参加等の推進>

5. 子どもが安心して意見を表明し参加ができるようにするための条件整備や支援を行うこと。

6. 震災からの復興、コミュニティの再構築に向けては、「子どもにやさしいまちづくり」という視点を持って、子どもを基本におき、女性・障がいのある人・外国籍市民など多様な住民の意思を盛り込むためのヒアリング等を実施し、参加をすすめること。

7. 復興計画の策定・進行管理・評価においては、有識者のみならず当事者が参加しチェックすべきであることから、とりわけ子ども・若者の意見表明・参加の枠組みを保障すること。

<相談・救済>

8. 震災後に児童虐待や子どもの権利侵害の増加が報告されていることから、児童虐待をはじめ子どもの権利侵害に専門的知見を持つ民間支援団体と連携してケアおよび相談・救済・回復の体制を確保すること。

9. 子ども専用の電話・メール・インターネットなど子ども固有の相談窓口を子どもの現実にあわせて多様に設けること。

10. 訪問相談等にあたっては、子どもへの虐待や女性にたいする暴力被害などの権利侵害について予防発見の啓発とケアができる体制にすること。

### <学校支援>

11. 学校については、子どもや学校の現状や要望をふまえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、さらに民間団体との協働や地域社会との積極的な連携を通して、学校支援体制を強化すること。

12. 学校教育において、暴力に関する予防教育を含む人権教育、子どもの権利教育をカリキュラムにも盛り込み、推進すること。

### <避難所、防災計画>

13. 避難所でのプライバシー保護や子どもの遊び場の確保などにおいて、女性、障がいのある人、セクシュアル・マイノリティ、外国籍住民などの固有のニーズに柔軟に応えるため

の避難所設置ガイドラインを策定すること。実効性を担保するために市町村での条例化が進むよう支援すること。防災システムは多言語対応とすること。

14. 防災配備に、通訳・保育士・助産師など子どもや子育て家庭固有のニーズに応える人員を配置すること。

15. 防災計画やその広報・教育においては、障がいの有無・性別・国籍・性的指向・年齢にかかわらず、人権を保障すべきことを盛り込むこと

### <生活支援、就労と地域>

16. 生活支援にあたっては、家庭で子育てをしている人や働きながら子育てをしている家庭、ひとり親家庭、外国籍の子育て家庭、障がい児家庭など多様なニーズを持つ人々に対して、地域で対応できるものとする。

17. 就労の確保にあたっては、若者への支援を確保すること。公共訓練には若者が就労可能となる技術を積極的に盛り込むこと。若者の雇用をすすめている企業に対し就職促進奨励金を支給すること。

18. ボランティアやリーダーの育成については、児童館、子育て支援センター、男女平等センター・女性センター等の地域の施設の活用を図りつつ、子どもの権利の視点と内容を盛り込むこと。

## 第2回東日本大震災子ども支援意見交換会の開催

東日本大震災子ども支援ネットワークでは、国レベルや自治体レベルで復興計画が策定されつつあるなかで、市民・NGO/NPOと政府、国会議員が大地震・原発事故で被災した子どもや子育て家庭の復興支援にかかわる現状と課題について情報・意見交換会を行うために、第2回目の会議を以下のように開催します。

主テーマ：東日本大震災子ども支援の現状と子どもにやさしいまちづくりの可能性

日時：2011年9月1日（木）10時～12時

場所：参議院議員会館1階101会議室

報告：

①東日本大震災子ども支援の活動と運営団体からの報告

森田明美（東洋大学教授）、運営団体

②被災地における子どもと子育て家庭の状況と復興計画への取り組み

岩手県、相馬市、災害子ども支援ネットワークみやぎ、ほか

③震災子ども支援への政府の取り組みの現状と課題

内閣府、厚生労働省、文部科学省（予定）

④震災子ども支援への国会議員からの発言

\*なお、東日本大震災子ども支援ネットワークのホームページは以下の通りです。

<http://shinsai-kodomoshien.net/>



# 『子どもの権利条約フォーラム 2011 in 広島』 子どももおとなもしあわせなまちづくり

11月12日(土)～13日(日) 於 広島市

上野 和子 (子どもの権利条約フォーラム in 広島実行委員会 事務局長)  
(NPO法人ひろしまチャイルドラインこどもステーション 理事長)

今回のフォーラムは、広島市に子ども条例制定を進めてきた「こどけん広島（広島市子ども施策検証市民会議）」のメンバーを中心に、「子どもの権利条約」をまずは市民に知らせ、子どもの権利について考える人を増やし、子どもと一緒に「広島のまちづくり」を考えていくきっかけを作る。ということを目指し、多ジャンルの市民団体・個人に対して「実行委員会として一緒にやりましょう」と呼び掛けました。実行委員会立ち上げまでに4回の準備会を持ち、フォーラムに多くの一般市民が参加しやすい実行委員会体制を作るべく話し合いを重ねました。

東日本大震災から1ヶ月後の4月17日に実行委員会を立ち上げ、約40人が原則個人の資格で実行委員登録をして取り組みがスタートしました。その内訳は、NPO法人関係者、弁護士、教師、会社員、保育士、専業主婦等です。広島市も「市」として実行委員会に参加し、協力してくれています。具体的には、フォーラムで使用する会場費が無料になり、大変助かっています。

毎月1回ペースの実行委員会を行い、8月20日には、関西学院大学の浜田進士先生を講師にお招きしてプレ企画「子どもの権利条約の勉強会」を行いました。浜田先生が「子ども参画」について話されたことが、実行委員会の大きな課題「子どもと一緒に考える」ことを改めて考えさせられることになり、良いタイミングの勉強会になりました。もちろん、このフォーラムは、「子どもと一緒に」と言うことが大前提にあり、「子ども実行委員会」「子ども会議」といったことを話しあわずにきたわけではありませんが、結果として子どもの姿が見えない、子どもの声が反映されないままの状態が続いていました。これでは、フォーラムの趣旨から外れるのではないかとこの焦りが出てきたときでもありました。

大人たちの思いだけでやってしまいかねない状況に、警鐘を鳴らしていただき、広島の大人たちもフォーラムの取り組みの中に「子どもの存在」の大切さを改めて認識し、まずは周りの子どもに声をかけ、子どもの姿が見える形を作ろうと確認をしました。

9月17日には、プレ企画第2弾として「被災地の子どもと被爆地の子どもの交流会」を予定しています。今回の大震災の映像が、被爆直後の映像と重なり、私たちが学ぶべきこと、そして共感し合えることも多いのではないかと期待しています。

す。仙台からは、昨年のフォーラムに関わった高校生、そして仙台の実行委員長の小林純子さんにお越しいただき、震災時の状況、その時の気持ち、そして今の状況、これからをどう考えているのかと言ったこととお話しいただき、広島の子どもたちや大人たちと交流できればと考えています。また、フォーラムに付いても昨年の経験から私たちへのアドバイス等をいただけるのではないかと楽しみにしています。

11月フォーラム本番の粗いプログラムですが、オープニングとして「IPLAY」という広島原爆の創作ダンスを子どもたちが披露します。そして千葉大学の木下勇先生にご講演をいただきます。木下先生と会場の子どものたちの交わりをどうするかについては、考慮中です。その後、会場移動を兼ねて、「子どもの権利条約バースデーパレード」を行います。このパレードは、11月20日の権利条約制定の日を記念して、昨年からは広島で始まった取り組みです。そして、現段階ですでに22分科会がエントリーしています。分科会の詳細は、こちらでご確認ください。<http://official.crcf-hiroshima.net/>

夜の交流会も被爆建物のひとつ「パンのアンデルセン」で行う予定で準備中です。爆心地から360メートルに位置し、もともとは三井銀行（現三井住友銀行）だった建物です。当時は、原爆ドームとどちらを残すか議論されたことも。アンデルセンは、東京あたりにもたくさんのお店がありますが、広島の「タカキベーカリー」が元祖のパン屋さんです。こちらもお楽しみに。

広島大会では、フォーラム成功に向けて、より多くの方々に参加していただくために、プレ企画やフォーラム当日の参加費を“無料”に設定しています。運営を資金面から支える200名の名前広告、カンパや名刺広告などもお願いして、運営費確保に努めています。

11月12・13日には、広島に是非ともお越しください。東日本大震災後、今もって収束しない原発事故の問題は深刻です。子どものみならず不安の中での暮らしを余儀なくされている現実が付いても、世界初の被爆地広島で、改めて一緒に考える時間にできればと考えています。そして、広島のフォーラムが、多くの地域で「子どものしあわせ」を考える大人が増え、子どもと一緒に「しあわせなまち」について話し合える関係ができるきっかけになることを願いつつ準備をしています。



## ミニミュンヘンからミニさくらへ

中村 桃子 (ミニさくら)

“ミニミュンヘンからミニさくらへ”。「言ってみるもん」です

「子どもがつくるまち ミニさくら」の発起人となったきっかけは、「遊びのまち ミニ・ミュンヘン」との出会いに他ならない。

1996年12月、私は子どもの遊びをテーマにした卒業論文の提出に向け、手書きでの清書作業におわれていた。そんなある日、私の卒論テーマを知るフリースクールの恩師から電話があり、「ミニミュンヘンと言う子どもたちの遊びのまちがあって、見学した人の報告会があるそうだけど、行く？」と誘われた。思った以上に時間のかかる清書に1日1日が貴重だったが、“子どもたちの遊びのまち”という、全くどのようなものか想像のつかない催しに興味を持ち、「行きます」と答えた。

都内の会場で、発表者の内藤裕子さん（現在、ミニたちがを主催）は、説明を加えながら迫力ある数々のスライド写真を紹介してくれた。大きな体育館のような会場に街並が作られ、様々な店やオフィスや工房が並んでいる。テレビ番組の収録、手作りの品物を作る工房、パソコンが並ぶ新聞社、デパート、手作りの手押し車のタクシー。どの場面でも子どもたちは生き生きと楽しそうな、或は真剣な表情だ。市庁舎のホールに大勢集まり、市民会議をしている写真もあった。これらの写真に「おもしろそう!!」とワクワクすると同時に、「どうしたらこんなすごいことができるんだろう？ どうして“遊び”の中で、小さい子から大きい子までと一緒に真剣になって“会議”が成立するのだろうか？」と疑問がわき「いつか自分の目で見てみたい。」と強く思った。

数日後、ギリギリで卒業論文を提出、3月に大学を卒業し4月から2年間東京都世田谷区の冒険遊び場でプレーリーダーとして働いた。その間もミニミュンヘンへの興味は薄れず、退職後内藤さんに連絡をとり2000年夏に憧れのミニミュンヘンを訪れた。

ミニミュンヘンの面白さは想像以上だった。一歩足を踏み入れると、一日に2000人訪れる子どもたちの活気に圧倒された。私も＜手作り工房＞の中に折り紙と習字のコーナーを出して9日間ミニミュンヘンに通う中で、たくさんのミニミュンヘン市民たちに会った。どの子も皆、生き生きと自分のやりたいことをやっていた。やりたい事しかやっていなかった。なのに実際のまちに劣らない機能を持つミニミュンヘンというまちが子どもたちによってしっかりと回っている、という事実に私は圧倒された。「こんな面白いことに、子どもとして参加したかった!」という悔しさから、「ミニミュンヘンをぜひ、私が育った佐倉でやりたい!」という夢を抱いた。

帰国後、いったいどうやって夢を実現できるか見当もつかず悶々としながらも、記録を書き起こして“報告書”をつくっ

た。12月、世田谷でお世話になった故大村璋子さんが、ご自宅でプレーリーダーを集めて開かれた「視察報告会」に呼んで下さり、初めて「ミニミュンヘン」での体験を報告する機会を得た。この出来事は私をとっても勇気づけてくれた。そして年が明けた1月。「子育て支援事業のボランティアスタッフになって欲しいの。佐倉に帰ってきているのでしょ？」と、かつてお世話になった役員の方から頂いた1本の電話がきっかけで、私は佐倉おやこ劇場―現（特非）NPO佐倉こどもステーションに6年ぶりに再入会した。この会での活動は10代の私にとってかけがえのない“居場所”だったが、6年間のブランクから敷居が高くなっていたのだ。

入会后、私は口角泡飛ばしてミニミュンヘンでの体験を語り、「佐倉でやりたい」と訴えた。4月、3人の役員さんと小さな報告会が開かれ開催に向けて賛同していただき、8月にこども夢基金へ応募した。10月に助成金の内定を受け、年度末の2002年3月末の開催に向けて動きだした。まだ誰も見た事がない「ミニさくら」の準備は手探りだったが、「自分たちの遊びのまち」である事を最初からしっかり理解していた10代スタッフたちの活躍によって、大成功に終わった。片付けが終わってささやかな乾杯のとき、一言を求められた私はこう発言したのを覚えている。「やりたい、と、言ってみるもんだと思いました。」

来年の春ミニさくらは10回目を迎える（現在の主催団体は任意団体「NPO子どものまち」）。私自身は娘の出産以後運営からは退いているが、子どもスタッフの活躍ぶりを垣間みつつ、毎回サポーターとして参加するのを楽しみにしている。また、全国に広がった「こどものまち」が交流する全国サミットも、今年の夏、京都で5回目が開かれる。子どもたちがまちをつくり、より面白く変えていくこの遊びが全国各地に広がったら、社会を変える力になると私は思っている。

話しは飛ぶが、最近子育て仲間と共に市議会に請願を出した。先の原発事故で汚染されてしまった市内の公園、保育園、学校などの砂場や地面の除染を求めるものだ。砂遊びが大好きで全身砂まみれで遊びながら指シャブリもする4歳の娘を、今穏やかな気持ちで0.25  $\mu$ Svや0.37  $\mu$ Svの砂場に連れて行くことは出来ない。待っていても数値は下がらない。0歳の息子をこの先公園に行かず育てるのも無理。「冗談じゃない」と切実に困っている当事者が声を上げるしかない。

ミニさくらを「やりたい」と言った時のような“楽しい夢に向かう”活動でなくて残念だが、「子どもの最善の利益」を考えよと謳う子どもの権利条約の批准国にふさわしい対策が各地で進められていく事を切に願いながら、諦めずに言い続けたいと思う。

# ハーグ条約を子どもの権利の視点から考える

大谷 美紀子 (弁護士)

数年前から、日本のメディアでハーグ条約の問題が頻繁に取り上げられるようになりました。ハーグ条約というのは、オランダのハーグに本部があるハーグ国際私法会議という国際機関で採択された条約の総称です。近年話題を集めているのは、その中の、1980年に採択された「国境を越えた子の連れ去りの民事面に関する条約」のことです。以下、本稿では、省略して「ハーグ条約」と言います。

国際結婚の破綻に伴い、日本人の親が他方親の同意なしに、あるいは裁判所の命令に違反して子を日本に連れ帰り、そのまま他方親は子と会えなくなっている、逆に、日本から外国人の親が子を外国に連れ帰ってしまうという問題は、以前から起きていました。そして、このような親の一方による子の外国への連れ去りの問題は、国際社会では、子どもの人権問題として扱われています。

ところが、日本でこの問題が取り上げられるようになった背景には、日本に子を連れ去られ、会えなくなった外国人親の運動により、日本に対する批判が高まり、外国政府が日本政府に対しハーグ条約の早期締結を要請するようになったという経緯があることから、日本では、外国からの圧力に屈してハーグ条約に入るのはおかしいという論調があります。また、メディアの報道では、「日本がハーグ条約に入れば、夫からの暴力に耐えかね、子どもを連れて日本に逃げ帰った母親が、子どもを外国に送り返さなければならなくなる」というセンセーショナルな取り上げ方が目立つように思います。いずれも、両親の別居・離婚に伴う子の国境を越えた連れ去りの問題を、子どもの権利の観点から考えるという視点が落ちているように思います。

ハーグ条約は、子どもがそれまで生活していた国から不法に外国に連れ去られたり外国に留置された場合に、国家が協力して、子どもを元の国（常居所地国）に迅速に戻すことや面会交流権の確保を目的とした条約です。ハーグ条約の適用対象となる「国境を越えた子の不法な連れ去り・留置」とは、他人による誘拐だけでなく、別居・離婚紛争に伴い、親の一方が他方の親の同意や裁判所の許可なく子どもを自国に連れ帰るような場合も含みます。条約が子どもを常居所地国に迅速に返還すべきとしているのは、たとえ親による連れ去りであっても、子どもがそれまで生活していたつながりのある国から突然切り離され、多くの場合は常居所地国に残されたもう1人の親との関係も断ち切られてしまうのは、一般に子どもにとって有害な効果を与えるものであるという認識が基本にあるからです。

このようなハーグ条約の考え方に対しては、ともかくまず子どもを元の国に返すというが、親が子どもを連れ去った事情も考慮せず、子どもの状況の調査や審理もせず、ただ返す

というのは乱暴ではないかと疑問に思う方は少なくないと思います。特に子どもが幼少で母が専ら子育ての責任を担っていたような場合には、外国に連れ去られたといっても母の監護の下にある限り子にとって有害とは言えないのではないか、子どもが新しい国で生活を始め定着しているのに元の国に送り返す方が子にとって有害ではないかといった指摘もあります。しかしながら、ハーグ条約は、子にとってどちらの親とどの国に住むのが良いのかという監護権の問題は、子どもがそれまで生活していた常居所地国の裁判所が判断するのが適切であるという考え方にたっており、そのために、連れ去られた子どもが現在いる国の裁判所では、常居所地国の裁判所がなすべき監護権の審理に関する詳しい事情の審理や調査に踏み込まずに、迅速に子を返還することを原則とすると定めています。親が子を連れ去った事情についても、それが正当なものであれば、子の常居所地国の裁判所で、子と共に外国に転居する（親の出身国に戻る）ことについてきちんと裁判をして許可を得るという手順を踏むべきということになります。

ただし、子の返還が原則、子の監護権についての審理・決定は、子をいったん戻して子の常居所地国の裁判所に委ねるといっても、事案によっては、子を常居所地国に返還すること自体が、子の利益に反すると考えられる場合があります。そこで、ハーグ条約は、このような場合を典型的に「返還例外事由」と定め、子の返還を拒否できることを定めています。  
(i) 子の返還を求める手続が、子の連れ去り・留置から1年以上経ってから開始され、子が新しい環境になじんでいる場合、  
(ii) 子を常居所地国に返還することが子に対する重大な危険となる場合、  
(iii) 子が常居所地国への返還に異議を述べている場合等が、条約が定める返還例外事由です。

ハーグ条約が1983年に発効してから約30年が経ち、1989年には国連で子どもの権利条約が採択され、子どもが自己に影響を及ぼす手続について意見を聴かれる権利（12条）をハーグ条約の返還手続についても確保することや、子の最善の利益の原則に照らし、ハーグ条約を機械的画一的に適用して子の返還を命ずることにより子の利益を害することがないようにすべきという考え方が国際的に潮流になってきています。また、子どもに対する暴力も広く捉えられ、子どもに対し直接に向けられた暴力でなくても家庭内暴力に晒されること自体が子どもに対する暴力にあたることも国際的に認識されています。

日本におけるハーグ条約に関する議論においては、別居・離婚に伴う国境を越えた子の連れ去りの問題について、「子どもの権利」に関する問題であるという本質を見失わず、「子どもの権利」の視点を中心に置き、国際的な議論も踏まえ、真剣に考え議論し、日本としての答えを出し、取組んでいく必要があると考えます。



# 親権と子どもの権利

井上 仁（日本大学文理学部 教授）

## はじめに

厚生労働省の発表によると、平成22年度の児童虐待相談件数（児童相談所相談件数速報値）が5万5千件を超え、前年の25%増であったとのことである。また、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、虐待死事例は47例（49人）<20年度64例（67人）>と増加をしている。このような状況下で児童虐待からの救済では、児童相談所の虐待対応時に親権に基づく主張があると迅速な対応が妨げられ、さらに一時保護や施設・里親への措置後も親権者の要求や親権に基づく法的行為などにおいて子どもの利益を優先することができにくい状況にあった。

たとえば一時保護時や措置時には（児童福祉法第28条の家族分離請求を除く）、基本的には親権者の承諾が必要とされ、手術が必要な時や予防接種や輸血など親権者の承諾が必要とされ、児童相談所長や施設長・里親などの親権代行の仕組みだけでは対応できないことも多くあった。また、児童虐待など保護者としてふさわしくない対応をする親の親権については、民法上は親権喪失を請求し家庭裁判所の審判により行うことができたが、家庭復帰などの取り組みが進む中で親権を喪失させることが、必ずしも家庭復帰を希望する子どもの利益にならないこと（家族が子どもの権利基盤であることから）などから、親権喪失請求は慎重でかつ最終的な手段として（保護者として今後機能しないと判断すること）の重さから躊躇されることが多かった。

## 1. 親権に関わる法改正 親権一時停止等

今回の法改正の主な点は、民法改正による親権の停止制度（2年以内）、民法及び児童福祉法改正による親権停止等の請求権者の見直し、児童福祉法改正により児童養護施設長等の権限と親権の明確化、児童福祉法及び民法改正による未成年後見人制度の規定、児童福祉法改正による里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行に関する規定などが行われている。

特に今回の法改正では、これまでは児童福祉法第28条に基づく家族分離の請求だけでなく、児童相談所長は、親権喪失のみではなく親権の一時停止の請求がおこなえるようになった。児童福祉法第28条に基づく家族分離を伴う保護の規定に沿った内容で、親権を一時的に停止することができることの意味は、児童の利益を優先するうえで効果的であることは疑いのないことではある。

しかし、このような法改正が行われても児童虐待からの救済においては、児童相談所等の対応の基本には変わりはなく、親権者の承諾をとることが要求をされることにはそれほど大きな変化はない。我が国では、家族復帰調整を行う相談機関と親権制限（喪失）を請求する機関が同一（児童相談所）であることによって、親権者との関係に課題を抱えてしまうという課題がある。家族関係の調整をするには、児童相談所は親権者との信頼関係の構築を目指すなくてはならず、法改正が

行われたからと言って親権者の承諾を前提とする取り組みの必要性が減ったというわけではない。

そうは言っても今回の改正によって、児童相談所長や施設長・里親などが親権行使できるようになったことは、一時保護や施設養護・里親で、入院などへの対応等で必要とされた親権者として承諾することができるようになり子どもの利益を確保するうえで非常に大きな改善であるといえる。これまであくまでも親権者の代行であり、施設長等が親権に替わることはできない制度の中で、施設や児童相談所は協力的でない親権者の対応に苦慮をし、子どもに不利益が生じていたことが解消されることは歓迎すべきことである。

しかし、親権行使にあたり懲戒権が施設長等に認められたことは問題である。親権者として子どもの監護や教育権が明記をされている中で、懲戒権が残されたこと（懲戒場への子どもを入れることは削除された）は、児童虐待の防止の基本的理念からも問題視しなくてはならない。しつけという教育的行為によって子どもの成長を専門的に支援する専門職に懲戒権は必要ではない。あらたな価値観の再構築を行う社会的役割を担う児童養護施設や里親にとっては、懲戒という一方的な力関係を認めることは矛盾を示すことでもある。子どもが、親権者からの一方的な力関係からの虐待からえた価値観を変換していく中で、子どもに力関係ではなく子どもの参加や意見表明を尊重する行為を経験させ自立できる力（エンパワーメント）を身につけさせる専門的な養護の処遇（生活支援・自立支援）が求められているなかで、懲戒権が認められるということは、児童養護（児童養護施設・里親・児童自立支援施設等）の専門性を高めることへ影を生じさせる。子どもにとって安心と安全が確保された生活の場で、生活の専門性を通じて、子どもに力関係ではなく共感と共同の専門性に基づく権利擁護の考え方を基盤とした児童養護の専門性（スキル）を構築するためには、懲戒という概念を捨て去ることが必要であり、施設内（里親）虐待防止の観点からも必要なことである。

## 2. 専門的対応・人材育成の必要性

民法の今回の改正で監護及び教育の権利義務（民法第820条）が「子どもの利益のために子の監護及び教育を行うことが親権者の権利であり義務とし、子どもの利益としてこれらを行う」として規定をされた。子どもの利益という概念が持ち込まれたことは、子どもの権利条約に示された子どもの最善の利益の実現を国や親に求めていることが反映されたと考えれば、子どもの権利実現に向けた小さな一歩と考えることができる。児童虐待防止法が、子どもへの虐待は子どもへの人権を侵害すると規定していることに合致した監護及び教育の義務規定としていることは、子どもの権利擁護では小さな一歩になるのではなかろうか。

子どもにとっての家族は、子どもの権利条約第5条では「父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法

的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」とされており、適当な指示や指導により子ども権利実現を目指すとしており、親権者に替わる里親や児童養護施設等は、国や自治体に替わり子どもの権利を実現するために代替的家族として機能する専門性が求められている。

児童相談所は、家族への支援をマネージメントして、子どもが家族と共に成長をする権利の擁護を最大限にはかることが求められ、家族分離をした場合も家族の再統合等に最大限の努力をする専門性が求められる。親権の一時停止等が期限付きで認められただけに、その後のケアの重要性はますます増してきているといえる。そのためには、児童相談所はもとより児童養護施設などの家族再統合への専門的なサポートや子ど

もの自立支援にむけ、多くの機関や関係者をマネージメント（調整と連携）して社会的サポートの実現しなければならない。

しかし、多くの児童相談所の児童福祉司が行政職のたらいまわしにされている現状では多くが期待できない。今回の法改正が児童虐待という子どもの権利救済のために行われたことは確かなことであるが、その改正された武器を使えないようでは、子どもの利益のために行われる監護や教育は実現されず絵に描いた餅に終わる。親権の改正は小さな一歩であり、法改正や制度改革に対応できる子どもの権利基盤を支える専門職の育成と任用を、や自治体を支える仕組みがなければ、子どもの利益の実現に結びつかない。

参考文献等 厚生労働省社会保障審議会児童部会 報告書他

## 本の紹介

### 子どもの権利条約から見た日本の子ども

子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 編  
現代人文社／2011年5月31日刊行

#### 【目次】

はじめに

第一部 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見

第1章 第3回日本報告審査の概要と総括所見と総括所見の内容

第2章 総括所見の内容とそのフォローアップ

第3章 第3回日本報告審査と条約の実施

第4章 総括所見

第二部 子どもの権利条約総括所見の実施

第1章 子どもの権利条約第3回総括所見の実施

第2章 子どもの権利条約第1選択議定書第1回総括所見の実施

第三部 子どもの権利条約日本の報告審査の記録

第1章 子どもの権利条約日本報告審査の概要

第2章 国連・子どもの権利委員会による事前質問項目

第3章 第3回日本報告審査の記録

第4章 子どもの権利条約NGOレポート

【書評】 2008年4月に政府が児童の権利に関する条約第3回日本政府報告を提出してから約2年、2010年5月27日・28日に国連・子どもの権利委員会による日本の報告書審査が行なわれ、同年6月11日には総括所見が採択された。本書は、国連・子どもの権利委員会へNGOレポートを提出した子どもの権利条約NGOレポート連絡会議による、審査の記録と所見のフォローアップのための提案である。

第一部では、本審査の概要、91項目にも及ぶ大部の総括所見の内容、フォローアップの課題が総論的にまとめられ、第二部では、差別の禁止、子どもに対する暴力の禁止、子どもの貧困問題、子どもの家庭環境、教育、少年司法といった各論を、その道の専門家やNGOが所見の読み方や実現に向けた課題について論じている。今回の所見では過去の総括所見に比べて不十分な点も見られたが、その項目もトピックとして上がっており補足されている。なお、本書には過去2回と第3回の所見との比較表も掲載されているので、過去の所見を知らなくても十分理解できるようになっている。また、第三部では、審査の記録が詳細にまとめられている。特に、9時間にも及んだ本審査の審議録には是非目を通していただきたい。審査に参加できなかった方も、何がどのように議論されたかを克明に知ることができるだろう。

大河内彩子(早稲田大学大学院)

#### 編集後記

3月11日に東日本大震災が発生してから半年が経過しましたが、地震と津波に破壊された被災地は、復興には程遠い状況です。初めの頃のパニック状態は少しずつ落ち着いてきましたが、放射能の問題は何も解決せず、いまだに災害は現在進行形です。

そんな中で子どもたちはどのように過ごしているのでしょうか。報道は被災地を訪問する芸能人やスポーツ選手などと楽しそうに遊ぶ子どもたちを繰り返し映し出し、子どもたちの「ありがとう」の声と笑顔を伝えます。そこに子どもたちの本当の姿が有るのでしょうか。

今号でも、私たちは被災地で子どもに寄り添って一緒に過ごしているおとな達の声を取り上げました。そこにはテレビの画面が伝える事とは違う子どもの姿があります。そして、これからの支援の在り方を考えるヒントが沢山詰まっています。子どもの意見を良く聞いて、その声を今後の復興に活かせる仕組みを私たちは作らなければなりません。今はまだ話せない状況に有る子どもたちが、いつか落ち着いて、本当の思いを聞かせてくれる時まで静かに待ち、その時が来たら子どもたちの思いを皆様にお伝えしたいと思います。

E.A.

### 「子どもの権利条約」No.105

2011年9月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the  
Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 荒木悦子・南雲勇多

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

\*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント